

奈良県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十三年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町宮古四七一―一
〃	上田 秀宣	大和高田市礪野町三―五
〃	永田 正利	御所市下茶屋一四三
〃	木村 恭久	〃 玉手四七六
〃	清水 一雄	香芝市穴虫一〇八四
〃	小走 三郎	葛城市新村三三三
〃	寺田 清男	〃 大畑一二九
〃	松川 忠雄	北葛城郡広陵町広瀬九
〃	土谷 直儀	〃 王寺町畠田七―四―二〇
〃	古 孝文	高市郡明日香村栗原六七八―一
〃	堀川 好治	橿原市新堂町八五
〃	北吉 賢次	〃 木之本町二三七
〃	辻 一夫	磯城郡田原本町法貴寺一六六二―一
〃	浅越 専司	〃 川西町唐院二五六
〃	川口 和良	天理市遠田町三八一―三
〃	野戸 康弘	〃 上総町一四二
〃	飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一
〃	寺川 努	〃 小南町二五
〃	福田 照美	橿原市東坊城町五四二―二
監事	堀内 成信	桜井市出雲一二六〇―一
〃	越智 治義	香芝市五位堂五―一四八
〃	細井 秀和	磯城郡三宅町小柳四三四
〃	杉本 義衛	桜井市箸中一一二四

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	金澤 秀樹	磯城郡田原本町宮古四七一―二一
〃	志野 新吾	大和高田市神楽一―二―三三
〃	木村 俊隆	御所市柏原一二三四
〃	榎田 嘉昭	〃 西寺田二三七
〃	清水 一雄	香芝市穴虫一〇八四
〃	小走 三郎	葛城市新村三三三
〃	熨斗 祥皓	〃 木戸二〇六
〃	松川 忠雄	北葛城郡広陵町広瀬九
〃	浅井 貞夫	〃 上牧町上牧一一七六
〃	森本 政弘	高市郡高取町観覚寺一四一五
〃	堀川 好治	橿原市新堂町八五
〃	森本 豊	〃 鳥屋町九―一五
〃	小西 哲男	桜井市卷野内三四五
〃	松村 浩利	磯城郡三宅町三河六〇五
〃	川口 和良	天理市遠田町三八一―三
〃	庄司 茂治	〃 喜殿町三〇七
〃	寺川 努	大和郡山市小南町二五
〃	松村 良雄	生駒郡安堵町窪田八八―七
〃	杉本 義衛	桜井市箸中一一二四
監事	堀内 成信	桜井市出雲一二六〇―一
〃	雛谷 利彦	北葛城郡広陵町大塚九六三―一
〃	森田 周作	天理市杣之内町二九一
〃	福田 照美	橿原市東坊城町五四二―二